

— 居宅介護支援重要事項説明書 —

1. 法人の概要

1) 株式会社 円グループとは

私たちは、医療と福祉の連携をキーワードに平成24年3月株式会社円グループを設立し、平成28年4月在宅ケアセンター杏として活動を開始しました。その人らしい豊かで多様な暮らしを応援し、地域に根ざした事業展開を念頭に活動を行ってきました。

私たちは、訪問看護事業を行い、病気や障害を抱えながらも安心して在宅療養生活が続けられるようにお手伝いすることが私たちの使命であると考えております。高度な訓練と専門知識を身に付けた多職種スタッフが、在宅療養生活を送られる方々に、心を込めて全力でご支援させていただきます。

2. 理念と活動方針

1) 理念

私たちは、利用者の方が在宅で、豊かで多様なその人らしい生活が送れるよう職務に専念し、利用者に喜ばれ信頼される居宅介護支援を提供いたします。

2) 理念を実現するための活動方針

- ①. 地域に密着した多様なニーズに応えるため、多機能型の事業の実施に努めます。
- ②. 精神科訪問看護のニーズに応えます。
- ③. 多摩地域での精神障害者の在宅支援及び社会的入院者の退院後の支援を行います。
- ④. 医療と福祉・介護をつなぐ居宅介護支援を行ないます。
- ⑤. 地域支援ネットワークへ積極的に参加し、関係機関との有機的な連携に努めます。

3. 職員の職業倫理要綱

- ①. 利用者の皆様の生命と尊厳、人権、価値観を尊重します。
- ②. 利用者の皆様に愛情と責任を持って関わり、公正かつ平等なケアプランを実践します。
- ③. インフォームド・コンセントに基づいた在宅療養生活を支援します。
- ④. 利用者の皆様の個人情報とプライバシーを保護します。
- ⑤. 専門性に基づいた自己研鑽に励み、訪問看護の質の向上に努めます。
- ⑥. 地域の保健・医療・福祉関係者との協働を推進します。
- ⑦. 安全と事故防止に配慮し、効果的・効率的なケアマネジメントを行います。

4. 在宅支援センター杏の概要

| | |
|----------|--|
| 事業所名称 | 株式会社円グループ 在宅ケアセンター杏（あん） |
| 代表者 | 代表 寺田 悦子 |
| 管理者 | 管理者 遠藤 淳一 |
| 事業所番号 | 東京都指定 第1373002839号 |
| 所在地 | 東京都立川市高松町1-17-20 粕谷ビル2階 電話：042-512-5688 FAX：042-540-6552 |
| サービス提供地域 | 立川市、国立市、東大和市、国分寺市 |

5. 介護支援専門員の体制

| 職種 | 資格 | 常勤 | 非常勤 | 業務内容 | 計 |
|-----|-----------|----|-----|-------------------------------|----|
| 管理者 | 主任介護支援専門員 | 1名 | | 指定居宅介護支援事業所の管理・運營業務を一元的に行います。 | 1名 |
| 従事者 | 介護支援専門員 | 1名 | | ケアプランの作成を致します。 | 1名 |

6. 営業日、営業時間

| 曜日 | 営業時間 |
|----------|--------------------------|
| 月曜日～金曜日 | 午前9時～午後6時 |
| 土曜・日曜・祝日 | 原則として休業 |
| 年末年始 | 12月29日～翌年1月3日の間は休業いたします。 |

7. 居宅介護支援の内容

- 1) 相談援助（訪問、電話、来所等）
- 2) 要介護認定の申請手続きの代行
- 3) 居宅介護サービス計画書（ケアプラン）の作成
- 4) 介護保険サービスの紹介・連絡調整
- 5) その他、介護・医療などの相談援助

8. 居宅介護支援の概要

- ①. 65歳以上の方で、要支援状態あるいは要介護状態にあると認定を受けた方
- ②. 40歳以上65歳未満で、特定疾病（*下記）の状態にある方

*特定疾病とは

- ①筋萎縮性側索硬化症、②後縦靭帯骨化症、③骨折を伴う骨粗鬆症、④多系統萎縮症、⑤初老期における痴呆、⑥脊髄小脳変性症、⑦脊柱管狭窄症、⑧早老症、⑨糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、⑩脳血管疾患、⑪パーキンソン病関連疾患、⑫閉塞性動脈硬化症、⑬関節リウマチ、⑭慢性閉塞性肺疾患、⑮両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- ⑯がん末期

9. 料金と負担額

相談は無料です。

なお、居宅介護支援事業については、契約書別紙、料金表の通りとなります。

1 2. 虐待の防止のための措置に関する事項

虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じる。

- 1、虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、事業者に周知する。
- 2、虐待の防止のための指針を整備する。
- 3、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4、前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 5、前項第1号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行う事ができる。

1 3. 身体的拘束等の適正化

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

1 4. 業務継続に向けた取り組み

事業所は業務継続に向けた取組の強化のため、下記に掲げる措置を講じる。

- 1、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- 3、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5. 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、又まん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- 1、介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 2、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 3、事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- 4、事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- 5、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- 6、前5号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

私は、ケアプラン開始にあたって、利用者及びその家族様に対して本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

【事業者】

[所在地] 東京都立川市高松町1-17-20 粕谷ビル2階

[連絡先] 042-512-5688

[事業者] 株式会社 円グループ
在宅ケアセンター杏 (印)

【説明者】

[所属] 在宅ケアセンター杏

[氏名] _____ (印)

私は、本書面から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

【利用者】

[住所] _____

[氏名] _____ (印)

【代理人】

[住所] _____

[氏名] _____ (印)

緊急時の対処方法

サービス提供中に心身の状態が急変した場合には、事前の打ち合わせにより主治医、救急搬送、ご家族へご連絡すると共に必要な処置を講じます。

| | | |
|-----|---------------|--|
| 主治医 | 病院または 診療所名 | |
| | 主治医氏名 | |
| | 連絡先 | |
| ご家族 | 氏名 (続柄) | |
| | 連絡先 | |
| | 氏名 (続柄) | |
| | 連絡先 | |

相談・要望・苦情等の受付窓口

在宅ケアセンター杏では、より快適な在宅療養生活を送ることができるよう利用者のご意見やご要望を伺い、利用者のニーズにあった居宅介護支援をお届けしたいと考えています。

ケアプランや医療安全に関するご相談やご要望または苦情等がありましたら、窓口担当者までご連絡下さい。誠意をもって対応いたします。

☆サービス相談窓口☆

担当部署 在宅ケアセンター杏 利用者相談係
 担当者 管理者 遠藤 淳一 (介護支援専門員)
 受付時間 月曜～金曜 9:00 ～ 18:00

電話番号 **042-512-5688**

〈第三者委員〉

受付時間 10:00～20:00

添田 雅弘 (精神保健福祉士) 電話 070-1239-4520

田中 文人 (精神保健福祉士) 電話 080-2455-3565